



2017年8月3日 第2017-18号

【発行】 J A M

【発行責任者】 河野 哲也

【編集】 総合政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

8月1日から 雇用保険・基本手当日額変更

～雇用保険の各種給付金・助成金上限額も変更～

雇用保険では、離職者の「賃金日額」※¹に基づいて「基本手当日額」※²を算定しています。

賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により、毎年8月1日にその額を変更し

※1 離職した日の直前の6ヵ月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。

※2 失業給付の1日当たりの金額。

ます。今回は、平成28年度の平均定期給与額が前年比で約**0.4%**増加したことから、上限額・下限額ともに引き上げになります。

これにより、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付、雇用調整助成金の上限額等も変更になりました。

【賃金日額・基本手当日額】

8月1日以降の失業認定分から下記の通り変更

離職時の年齢	賃金日額の上限額（円）		基本手当日額の上限額（円）	
	変更前	変更後	変更前	変更後
29歳以下	12,740	13,420	6,370	6,710 (+340)
30～44歳	14,150	14,910	7,075	7,455 (+380)
45～59歳	15,550	16,410	7,775	8,205 (+430)
60～64歳	14,860	15,650	6,687	7,042 (+355)
	賃金日額の下限額（円）		基本手当日額の下限額（円）	
全年齢	2,290	2,470	1,832	1,976 (+144)

【高年齢雇用継続給付】8月分の給付金から変更

①支給限度額：339,560円 → **357,864円 (+18,304円)**

②60歳到達時の賃金月額：

上限額：445,800円 → **469,500円 (+22,494円)**

【育児休業給付】（初日が平成29年8月1日以後である支給対象期間から変更）

○支給限度額 上限額（支給率67%）：284,415円 → **299,691円 (+15,276円)**

上限額（支給率50%）：212,250円 → **223,650円 (+11,400円)**

【介護休業給付】（初日が平成29年8月1日以後である支給対象期間から変更）

○支給限度額 上限額：312,555円 → **329,841円 (+17,286円)**

【雇用調整助成金・1日あたりの金額】賃金締切期間の初日が8月1日以降の分から変更

上限額：7,775円 → **8,205円 (+430円)**

※上記給付を受給されている場合は、金額が変更になるので確認してください。